

平成 30 年度

湯 沢 市  
健全化判断比率審査  
資金不足比率審査  
意見書

湯 沢 市 監 査 委 員

湯監第 37 号

令和元年 8 月 9 日

湯沢市長 鈴木俊夫 様

湯沢市監査委員 石川 耿 一

湯沢市監査委員 柏原 久 寿

健全化判断比率並びに資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 30 年度の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、結果について意見を提出する。

# 平成30年度 健全化判断比率審査意見

## 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和元年7月22日から令和元年7月26日まで

## 3 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は、次のとおりである。

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準	平成29年度
① 実質赤字比率	0.00 %	12.73 %	0.00 %
② 連結実質赤字比率	0.00 %	17.73 %	0.00 %
③ 実質公債費比率	12.0 %	25.0 %	11.6 %
④ 将来負担比率	87.7 %	350.0 %	84.4 %

過去3年間の平均で算定される実質公債費比率については、平成30年度は12.0%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。しかし、前年度に比較して0.4ポイント上昇しており、単年度計算においても0.2ポイント上昇している。上昇の要因としては、普通交付税額の減に伴い、算定の際に分母に算入される標準財政規模が減少し、公営企業の公債費充当繰出金額の増による分子の増が挙げられる。

将来負担比率については、平成30年度は87.7%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。しかし、前年度に比較して3.3ポイント上昇しており、これは、地方債の借入れによる地方債現在高の増や公営企業の公債費充当繰出金額の増などによる分子の増、普通交付税の減に伴う分母に算入される標準財政規模の減少が主な要因となっている。

これらについては、今後の環境変化に応じた将来推計が重要となってくるものであり、公債費のみならず大規模事業や広域市町村圏組合への負担など将来財政を圧迫する可能性を見据えた将来負担の推移に留意するよう要望する。

## 平成 30 年度 資金不足比率審査意見

### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和元年 7 月 22 日から令和元年 7 月 26 日まで

### 3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率は、次のとおりである。

区 分	平成30年度	経営健全化基準	平成29年度
①湯沢市水道事業会計	0.0 %	20.0 %	0.0 %
②湯沢市簡易水道特別会計	0.0 %	20.0 %	0.0 %
③湯沢市下水道特別会計	0.0 %	20.0 %	0.0 %

いずれの会計にも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されないが、経営環境は依然として厳しい状況であることから、今後さらに改善に努め経営の健全化を図られたい。